

議第 36 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例(平成16年下呂市条例第151号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">階級</td> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤続年数</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">10年未 満</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">10年以 上20年 未満</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">20年以 上</td> </tr> </table>	階級	勤続年数			10年未 満	10年以 上20年 未満	20年以 上	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">階級</td> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤続年数</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">10年未 満</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">10年以 上20年 未満</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">20年以 上</td> </tr> </table>	階級	勤続年数			10年未 満	10年以 上20年 未満	20年以 上
階級		勤続年数													
	10年未 満	10年以 上20年 未満	20年以 上												
階級	勤続年数														
	10年未 満	10年以 上20年 未満	20年以 上												

改正後				改正前			
団長及び副団長	<u>12,500</u> 円	<u>13,350</u> 円	14,200 円	団長及び副団長	<u>12,440</u> 円	<u>13,320</u> 円	14,200 円
分団長及び副分団長	<u>10,800</u> 円	<u>11,650</u> 円	<u>12,500</u> 円	分団長及び副分団長	<u>10,670</u> 円	<u>11,550</u> 円	<u>12,440</u> 円
部長、班長及び団員	<u>9,100</u> 円	<u>9,950</u> 円	<u>10,800</u> 円	部長、班長及び団員	<u>8,900</u> 円	<u>9,790</u> 円	<u>10,670</u> 円
備考 1・2（略）				備考 1・2（略）			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項第2号及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。

【参考資料】

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
要綱

1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市消防団員等の補償基礎額を改めます。

(第5条、別表関係)

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。

(第5条関係)

(3) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則関係)